久喜市議会 平成25年6月定例会追加議案

議 案 目 録

議案第81号	久喜市一般職職員等の給与の臨時特例に関する条	
	例	1
議室笙82号	T寓請負契約の締結について	_

議案第81号

久喜市一般職職員等の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)において、一般職職員等の給与の支給額を減額するため、久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号。以下「給与条例」という。)等の特例を定めるものとする。

(久喜市一般職職員の給与に関する条例の臨時特例)

第2条 特例期間においては、給与条例第3条第3項に規定する給料表の適用を受ける職員(以下「職員」という。)に対する給料月額(給与条例附則第7項に規定する現給保障額を含む。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職員の区分及び中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職員の区分	職務の級	割合
再任用以外	1級	100分の3.25
の職員	2級から5級まで	100分の5.2
	6級以上	100分の6.5
再任用職員		100分の3.25

- 2 特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の 支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 給与条例第18条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからウまでに定める額
 - ア 給与条例第18条第1項 前項及び前号に定める額
 - イ 給与条例第18条第2項又は第3項 前項及び前号に定める額に、100分の 80を乗じて得た額
 - ウ 給与条例第18条第4項 前項及び前号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 特例期間においては、給与条例第11条、第12条、第14条及び第16条に規定す

る勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第17条の3の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、同条の規定により算出した給与額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(久喜市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の臨時特例)

- 第3条 特例期間においては、久喜市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年久喜市条例第53号)第4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、前条第3項の規定の例により算出した額とする。 (久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の臨時特例)
- 第4条 特例期間においては、久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年久喜市条例第91号)第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、 久喜市企業職員の給与に関する規程(平成22年久喜市水道企業管理規程第6号) 第6条の規定にかかわらず、第2条第3項の規定の例により算出した額とする。 (久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の臨時特例)
- 第5条 特例期間においては、久喜市長及び副市長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第48号)に基づく市長及び副市長に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の6.5を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の臨時特例)

第6条 特例期間においては、久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第50号)に基づく教育長に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の6.5を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の臨時特例)

第7条 特例期間においては、久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成22年久喜市条例第36号)第15条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第17条の3」とあるのは、「久喜市一般職職員等の給与の臨時特例に関する条例(平成25年久喜市条例第 号)第2条第3項」とする。

(久喜市職員の育児休業等に関する条例の臨時特例)

第8条 特例期間においては、久喜市職員の育児休業等に関する条例(平成22年久 喜市条例第37号)第21条の規定の適用については、同条中「給与条例第17条の 3」とあるのは「久喜市一般職職員等の給与の臨時特例に関する条例(平成25年 久喜市条例第 号)第2条第3項」とする。

(端数計算)

第9条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算 定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨 てるものとする。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年6月6日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

平成25年7月から平成26年3月までの間、一般職職員等の給与を減額したいので、 この案を提出するものであります。

議案第82号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

1 契約の目的 さくら保育園改築(建築)工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 210,000,000円

4 契約の相手方 高橋組・小林建設特定建設工事共同企業体

(代表者) 埼玉県久喜市南4丁目3番4号 株式会社高橋組久喜支店 久喜支店長 樋 口 芳 宏

平成25年6月6日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

さくら保育園改築(建築)工事の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。